

大阪市監査委員	新 田 孝
同	奥 野 正 美
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

### 住民監査請求について（通知）

平成 19 年 3 月 27 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

### 記

#### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

九条深江線街路植栽工事については、植栽の時期に適した平成 10 年 3 月に工事を行うよう契約すべきであったのに、契約の時期を前倒し、わざわざ恣意的に工期の延長による契約変更を行っており、業者から契約変更金額 12,201,000 円を返還させるべきである。

また、植栽後、散水設備がありながら街路樹維持管理業務を委託した業者が契約内容にある散水栓の開栓作業をしなかったことから、植栽が枯れてしまった。これに関連して、給水散水設備の水道メーター検針使用量が 0 であるにもかかわらず、毎月基本料金を支払っている例が多くあることが判明した。このような設備の設置自体が無駄であった。過去 5 年間、ゆとりとみどり振興局が水道局に支払った水道料金合計金額の少なくとも半額である 2,678,277,544 円を返還させるべきである。

本来、植栽工事業者に瑕疵担保責任を取らせていたら、無駄な公金支出も避けられたところ、散水設備を設置しながら、栓を開かなかった為に被害を被った九条深江線散水設備設置費用 35,450,000 円と補植工事費 15,118,950 円を返還するよう求める。

さらに、街路樹維持管理業務委託では、開栓作業の履行確認もせず、出来高払いを繰

り返してきた。これらの業者は、談合による契約を繰り返してきており、過去 5 年の合計金額の 475,688,850 円の内、談合による不当に高い 2 割に相当する金額 95,137,770 円の返還を求めるが、追加事項として、平成 18 年度街路樹維持管理業務の西部、東部の委託業者は巡視点検や樹勢調査をおこたり、市への報告義務を履行しなかったもので、契約金額 126,945,000 円の返還も求める。

なお、補植工事費に含まれていない給水ホース設置費用及び天王寺動植物公園事務所管内の街路樹維持管理に関しての談合による市の損害額についても調査の上、返還させるよう求める。

以上のことについて、証拠資料を添え地方自治法 242 条により監査請求する。

## 2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

請求人は、九条深江線の街路植栽が枯れたことに関わって、多岐にわたる本市の損害がある旨主張しているものの、住民監査請求においては、請求の対象として本市職員等による財務会計上の行為等を個別、具体的に特定し、それらの違法不当性を具体的な理由をもって摘示すべきことが必要とされるところ、以下のとおり、本件請求は、これらのいずれかを欠くなどしていることから、地方自治法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。

### (1) 九条深江線（西区新町 1 丁目～中央区南船場 4 丁目）街路植栽工事

請求人は、本市職員等が植栽時期に適した平成 10 年 3 月に工事を行うべく契約をなすべきところ、時期を前倒し、わざわざ恣意的に工期の延長による変更を行うなどして、不当に高い金額で契約していた旨主張しているが、これらを根拠づける事実証明書の添付等もなく、請求人の主張する違法不当性は主観的な思料に基づくものに過ぎない。

### (2) 水道料金の支出

請求人は、過去 5 年間に、ゆとりとみどり振興局が水道局に支払った水道料金のうち、検針使用量がゼロの給水散水設備に係る基本料金分の支出を請求の対象としていると解されるが、支出の特定も包括的であることに加え、給水散水設備自体の設置が無駄であったとの主張であり、請求の対象に応じた違法不当性が摘示されているとは言えない。

### (3) 街路樹維持管理業務委託（平成 14～17 年度）

請求人は、本市職員等の履行確認の不備等に言及するものの、求める措置としては履行確認の不備等による損害の填補ではなく、契約時の談合による損害（2 割）の返還を求めており、本件請求は、談合に関わってのものと解されるが、請求の対象に相当する本市職員等の財務会計上の行為等や、それらの違法不当性を主張するものが何らない。

(4) 街路樹等維持工事（平成 18 年度）

請求人は、街路樹等維持工事業者の契約不履行を「怠る事実」として主張していると解されるが、本市職員等の財務会計上の行為等を請求の対象としたものではなく、それらの違法不当性を主張するものでもない。

(5) 九条深江線歩道部（御堂筋～伯楽橋東詰）散水設備設置及び平成 17 年度九条深江線補植工事

請求人は、散水設備の開栓義務が灌水業務を委託された街路樹維持管理業者にあることを前提に、開栓義務懈怠によって上記標題の散水設備設置及び補植工事に係る損害が生じ、それらの返還を求めているが、開栓義務懈怠と、元々の散水設備設置費用の返還義務との牽連関係はなく、補植工事との因果関係も明らかではない。また、維持管理業者の開栓義務懈怠自体は、そもそも本市職員等に係る財務会計上の行為等を請求の対象としたものではなく、それらの違法不当性を主張するものでもない。

(6) 給水ホース設置費用、天王寺動植物公園事務所管内の街路樹維持管理についての談合

これらは、請求人が、請求全体としての求める措置の内容として追加的に言及したものであって、請求の対象として本市職員等による財務会計上の行為等を個別、具体的に特定し、それらの違法不当性を具体的な理由をもって摘示したものとは認められない。